

令和3年度 第4回 常設審議委員会 次第

【メモ】

日時 令和 3年 7月21日(金)

1 諮問・意見聴取

- 1) 農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第4項の規定に基づく諮問について
- 2) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について
- 3) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

2 報 告

- 1) 規制改革推進に関する答申について
- 2) 「令和4年度農業政策・予算に関する要望書」に係る要請状況について

3 協議事項

- 1) 令和4年度 北海道選出国會議員要請集会の開催日程等について(案)
- 2) 地域の実態に即した施策の実現に向けた要望の作成方向について(案)

次回 令和3年度第5回常設審議委員会は、令和 3年 8月25日(水曜日)

開会時間は、13:30です。

場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。(予定)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

農林水産ワーキング・グループ

農林水産ワーキンググループにおいては、農協・漁協の独占禁止法の遵守、若者の農業参入・経営継承の推進・農業経営の法人化等に関する課題、農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化、農協改革の着実な推進、農地利用の最適化の推進、農業用施設建築に係る規制の見直し、農畜産物検査規格の見直し、牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革、改正漁業法の制度運用、養殖や畜産における沿革診療等に取り組んできた。

今後は、これまで検討を進めてきた課題の具体化等に向けて、更に議論を深めていく必要がある。

【 農協における独占禁止法に違反する行為への対応 】

(時期：令和3年度措置、それ以降)

生乳の出荷先や調達先を選択する自由が実質的に制限されているとの声がある。

- 酪農家や乳業メーカー等を対象に全国的に生乳取引に関する実態調査を実施。
- 全国組織がリーダーシップを発揮し、農協の自主的な行動を引き出すよう全国組織を指導。
- 公正取引委員会や都道府県と連携して、農協系統組織の役職員に研修を実施し、独占禁止法違反に該当する行為を根絶する措置を講ずる。
- 公正取引委員会は、酪農分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。

【 若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題 】

(時期：令和3年度検討 順次措置)

新規就農者の多くは、農地の確保、資金の確保、技術の習得などの課題を抱えており、就農準備段階や就農後において、総合的なサポートを希望する声がある。

就農者一人一人のニーズに合わせ、きめ細かくワンストップでの支援を行うべき。

- 若者の農業に対するイメージの刷新、世代交代を機とした継承者への就農支援などの体制を構築
- 全国レベルでの就農希望者のためのマッチングや継承時のサポート、第三者継承等を計画的に進めるための仕組みや支援体制の整備
- 一戸一法人の扱いを変更することを踏まえ、統計上の扱いや目標達成の評価方法を整理

【 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化 】

(時期：令和4年度措置)

成長段階に応じて必要な資金調達を円滑に行うことができる環境が整備され、将来の展望を見通しながら農業経営を進められる魅力のある産業として、農業の成長産業化に取り組み、農業のイメージを変えていくことが重要。

一定期間ある地域に溶け込み、農業で実績を残した法人に対して、出資による資金調達が柔軟に行うことができるようにすることが必要。

- 農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。

【 農地利用の最適化の推進 】

(時期：A 令和3年度措置、B 令和4年度措置、
C 令和3年度検討・結論・順次措置)

農業委員会の活動が農地利用の最適化にどれだけ貢献したのか等を明確にする。

農地利用の最適化を図るために、農地情報公開システムの情報に加え、農作物、作付面積等農地に関する各種情報が一元的に管理されることが必要

- 全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定める。(A)
- 具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組みを構築する。(A)
- 推進委員等について任命にあたって評価・判断し、適切な人材を確保する仕組みを構築する。(A)
- 農地中間管理機構等との役割・責任分担及び連携の在り方に関するガイドラインを発出、周知徹底(B)
- 目標地図(人・農地プラン)の実現に向けて、農地中間管理機構を軸として、体系的に貸借を協力を推進することを等を検討し、結論を得る。(C)
- 農地情報公開システムの情報、各種情報が一元管理される農林水産省地理情報共通管理システムの開発を行い、令和4年度からの運用を目指す。

【 農業用施設の建設に係る規制の見直し 】

(時期：A 令和3年上期結論、令和3年度措置 B 令和3年度措置)

- 転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積(現行2a未満)の拡大。(A)
- 農業経営改善計画の認定制度を活用しつつ、手続きのワンストップ化等の措置を講ずることについて検討、必要な措置を講ずる。(A)
- 転用許可を受けずに設置できる「農業用施設」の対象を明確化し、周知。(A)(周知は令和4年度措置)
- 農地転用手続き全般における運用のばらつき解消、市町村の担当者まで制度の周知等が行き渡るよう必要な措置を講ずる。(B)

【 農地の違反転用の課題 】

(時期：A 令和3年度措置、B 令和4年度上期措置、
C 令和3年度検討・結論・順次措置)

農業従事者が高齢化し離農が進む中、農地関連規制の在り方を検証する必要がある。

平成30年の違反転用3,648件のうち、3,131件(85.8%)が追認許可となっており、未是正のものは449件(12.3%)、現状回復命令が出されたものは39件(1.1%)となっている。

8割以上が追認で、現状回復命令など本質的な是正措置が限定的である現状を踏まえ、農地転用許可制度については、実態調査をした上で、規制の在り方から精査する必要がある。

違反転用を早期に発見し、解消を図るために、農地パトロールの実施方法等を検証するとともに、活性化を図るべき。

- 違反転用に係る実態調査を実施。(A)
- 追認許可の発生要因や判断主体・判断基準・始末書の運用状況・違反転用の農地区分・違反継続状況の内訳など詳細に調査。(A)
- 転用規制の執行状況を検証し、必要な措置を講ずる。(B)
- 農業委員会による農地パトロールの適正な頻度・方法を検証し、活性化を図る。(C)
- ドローンや人工衛星による監視など、農地の監視方法を検討。(C)

【 トラクターの公道走行に係る手続きの簡素化 】

(時期：令和3年度措置)

- 国土交通省は、特殊車両通行許可申請手続きの簡素化を検討。
- 特殊車両通行許可の申請に当たって、一律に添付書類を求めることがないように周知徹底。
- 申請マニュアルの改定など、農業者が申請しやすい環境整備に向けた取組を進める。

【 牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革 】
(時期：令和3年度措置)

- 取引先を自由に選べるよう、生乳取引に係るガイドラインを作成するなど、取引の透明化の向上などの運用改善を行う。
- 酪農家が自由な取引を委縮することがないように、「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」を見直す。
- スロック地域の考え方について、全国を一つのスロックとして扱うことなど、必要な制度改正を行う。

【 畜舎に関する規制の見直し 】
(時期：令和4年措置)

- 新制度における構造に係る審査が不要となる面積を3,000平米に引き上げる方向で緩和を行う。(木造、木造以外にかかわらず)
- JIS規格に適合していない部材であっても、他国で安全性が証明されているものについては、使用を認める方向で緩和など。

【 畜産の遠隔診療 】
(時期：A令和3年度措置 B令和4年措置)

- 初診から遠隔診療が可能である旨を明確にするための通知を発出 (A)
- 遠隔診療を活用した事例の周知など、遠隔診療が活用されるための措置を講ずる。(B)
- 獣医師に特設周知・徹底を行う。(A)

【 他 】

- 農産物検査規格の見直し
- 農協改革の着実な推進

- 令和4年度に農地所有適格法人の要件が改正される。
- 農業委員会法第7条の令和3年度内における指針の作成が必要。
- 農用地利用集積計画の改正が検討されている。
- 違反転用の取り扱いが検討されている。
- 転用基準等も見直しもあり得る。
- 利用状況調査(農地パトロール)の頻度が上がる可能性がある。
- 農業用施設への転用が緩和される。
- 農地台帳システムの運用が変わる可能性がある。

要請日時 令和3年6月28日(月)～30日(水)

要請者 多田正光 会長
乾 泰司 専務理事
佐藤匡紀 農政・業務担当部長

要請場所 衆参国会議員会館

対面による要請ができた国会議員

月 日	国会議員
6月28日(月)	岸 真紀子(参議院議員)
	鈴木 貴子(衆議院議員)
6月29日(火)	紙 智 子(参議院議員)
	鈴木 宗 男(参議院議員)
	徳 永 エ リ(参議院議員)
6月30日(水)	伊 東 良 孝(衆議院議員)
	逢 坂 誠 二(衆議院議員)
	神 谷 裕(衆議院議員)

要請時の各議員からの発言は次頁以下を参照

要請対象

衆議院第一議員会館

議員室	議員氏名	政党
1202号	鈴木 貴子	自由民主党
905号	本多 平直	立憲民主党
623号	伊東 良孝	自由民主党
520号	渡邊 孝一	自由民主党
516号	荒井 聰	立憲民主党
410号	和田 義明	自由民主党
324号	松木 けんこう	立憲民主党
320号	船橋 利実	自由民主党
306号	山岡 達丸	立憲民主党

衆議院第二議員会館

議員室	議員氏名	政党
1010号	武部 新	自由民主
808号	佐々木 隆博	立憲民主
801号	神谷 裕	立憲民主
717号	佐藤 英道	公 明
517号	逢坂 誠二	立憲民主
516号	道下 大樹	立憲民主
512号	石川 香織	立憲民主
415号	池田 真紀	立憲民主
413号	稲津 久	公 明
408号	堀井 学	自由民主
406号	中村 裕之	自由民主

参議院議員会館

議員室	議員氏名	政党
1219号	鈴木 宗 男	日本維新の会
920号	鉢 呂 吉雄	立憲民主
803号	橋本 聖子	無所属
710号	紙 智 子	日本共産
701号	徳 永 エ リ	立憲民主
619号	長谷川 岳	自由民主
611号	岸 真紀子	立憲民主
608号	勝部 賢志	立憲民主
402号	横山 信一	公 明
303号	高橋 はるみ	自由民主
205号	岩本 剛人	自由民主

6月28日(月)

岸真紀子(衆議院議員 立憲民主党)

自分の実家は水田農家。現在は新規就農者に農地を貸与している。
新規就農などに当たり、農地価格は以前ほどの価格ではないが、農機具・施設は高騰している。
担い手が不足する中で、新規就農等の確保について、他の先生と協力して対応したい。

鈴木貴子(衆議院議員 自由民主党)

日本は、産業政策が弱いと考えている。
生産することについては、補助事業などで対策が講じられているが、販売戦略、いわゆる出口対策が弱い。
作るだけ作って出口がないのが大きな弱点。
そのため、ここに力を入れていく必要がある。
中長期的な視点にたった対策が必要となる。

スマート農業が推進されているが、これは、農業者の負担軽減、効率化という視点から。
言い換えれば、いくつになってもできる農業ということになる。
こうした状況が作られるとすると法人は必要なのか?という疑問がある。
個人経営でも継続はできるということになる。

若者の参入については、学校改革が必要と今までも訴えてきた。
農業系の専門学校(高等学校・大学)において、就農率が低い。
農業系の学校でありながら、牛(家畜)がいないという学校も存在する。
昭和初期の法律に基づくカリキュラムで教育されていることに問題がある。
こういうところから改革をし、若者の就農促進等を行うことも必要である。

6月29日(火)

紙智子(参議院議員 日本共産党)

若い人を入れることも重要であるが、今農業をやっている人を支えることが農政の基本であると考えている。やる気のある人は、高齢者であっても全て担い手として、対応していくような国の政策にしなければならない。コロナの影響で食料を輸入できないということが起こり得るということが分かったはず。各国で農業が大事であるという認識が出てきていると思う。

徳永エリ(参議院議員 立憲民主党)

農政を担当して11年になる。

現場のために頑張ってきたつもり。

この間養父市の問題にも対応してきた。

意識の高い企業については、参入があってもいいと考えるが、そうでない企業もある。

企業に道を開くにせよ、何らかの対策は必要と考える。

例えば、自治体が農地を購入して、企業に提供する(売る・貸す)、問題がある場合は、自治体が責任を持って買い戻すなど一定の制約のもとに企業参入を認めるなどの対策が必要であると考えている。

こうした対策を講じられなければ、企業参入は難しい。

高齢者の切り捨てにならないような政策も必要と考えている。

農林系の議員については、大きく変わっていきなく、それもあり、与野党関係なく議論をしっかりとできる環境になっている。

そのため、農地の問題については、与野党連携の上、対応していきたい。

コロナで国内に食料が入ってこないということが現実として起こるということがわかったと思う。

国内生産で賄うためには、414万haが必要とされている。

しかし、今の農地の推移では、将来的に200万ha程度になるという試算もある。

今の状況では、この面積を守り切れない。

守るべきものを守っていくことが我々国会議員の仕事。

しっかりと対応していく。

鈴木宗男（参議院議員 日本維新の会）

基盤整備をしっかりとやらないとダメだ。
一度でも土地改良をやめてしまったら、10年後、20年後に影響が出てくる。
農地で生産する以上、土づくりが一番大切だ。
今行えている農業を、将来もやれるという環境を作ることが重要。
スマート農業など、先進技術に目が向けられがちであるが、農業の原点を忘れてはならない。
メニューをしっかりとすれば、いろいろな事業を推進することができる。
まだまだ、対応していかなければならないものがある。

6月30日（水）

伊東良孝（衆議院議員 自由民主党）

ヘルパーを数年経験したら、希望者に離農した農地を与えやってもらうというような新規対策も必要
新規就農に援助をしながら、独立させていくことも必要。
また、ヘルパーに公務員並みの所得水準を確保することも重要。

酪農家の働き方改革や新規対策、トータル的に物事を見てやっていくことが必要。
一つの視点ではなく、多角的な視点でやらないとダメだ。
クラスター事業も、大規模化だけでなく、家族経営に目を向けていく必要がある。
大きくするだけが必要な訳ではない。

逢坂誠二（衆議院議員 立憲民主党）

北海道農業は、大規模化・集約化ということに注目されがちであるが、北海道の農業の本質は多様性だ。
これを頭に入れてやっていくことが重要なポイントと考える。

新規就農については、投資が伴う。
ニセコ町長時代であるが、新規の希望来たが、あまりにも安易で驚いた。
また、過疎地に来てやっているという感覚もあった。
それでも、入り口を低くして多様な人材を確保することは必要だと考える。

日本は、一次産業に力を入れないとおかしくなる。
中国に買い負けしてしまう。
既に、漁業がそういう状況。
このままでは農産物もそうなる。
もっと力を入れなければならない。

神谷裕（衆議院議員 立憲民主党）

米の今年度の価格については、在庫の問題もあり予断を許さない状況
大きな下落はないという話もあるが、単純に流通量から見れば厳しい状況なのは明白、今後も注視する必要がある。

転作については、北海道が努力した分を府県が食うという思わしくない状況。
努力に対するメリットが必要であると考ええる。

規制改革会議等では、農業に競争力をといるが、競争した結果、何か所しか残らないということでは本末転倒。
農業は競争の世界ではない。
主食の安定供給という視点が不可欠。

農業経営については、中小の経営体や家族経営など、様々な経営体が必要ではない。
集積・集約化を進めて何人残るのか？
企業参入については、地域の一員として地域コミュニティーを共に維持するという企業でなければご遠慮願いたい。

1. 全国農業委員会会長大会

5月30日（月）	
5月31日（火）	全国農業委員会会長大会（渋谷公会堂）
6月 1日（水）	

2. 星稜会館ホールの空き状況

5月30日（月）	仮予約済み
5月31日（火）	全国農業委員会会長大会（渋谷公会堂）
6月 1日（水）	終日空きなし（日比谷高校記念行事）

3. 令和4年度 北海道選出国會議員要請集会の開催日程

令和 4年 5月 30日（月）14：00～17：00

※ 5月31日の午前中に開催した場合、午後の全国農業委員会会長大会への移動が間に合わない。
6月1日は会場に空きがない。
このため、5月30日14：00～17：00の間以下により開催したい。

- ① 北海道選出国會議員要請集会（与党）14：00～15：25（予定）
- ② 北海道選出国會議員要請集会（野党）15：35～17：00（予定）

4. 今後のスケジュール（予定）

8月	令和4年度 概算要求
9月	11月要請に向けた要望内容の検討開始
10月	11月要請の要望内容の決定
11月	11月要請の実施 例年、全国農業委員会代表者集会に合わせて実施。 恐らく、中止なので、独自の要請活動となると思われる。 5月要請の要望項目の決定
12月	令和4年度 概算決定 5月要請の要望（原々案）
1月	5月要請の要望（原々案）に対する各農業委員会からの意見の募集
2月	5月要請の要望（原案）
3月	5月要請の要望（案）
4月	各地方連総会時における要望（案）の意見の聴取 要望書の決定
5月	要請集会の開催

※ 農林水産業・地域の活力創造プランの改定など状況に応じて随時、要望内容等の見直しを行います。

【「地域の実態に即した施策の実現に向けた要望書」の作成等のスケジュール】

令和 3年12月 2日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度全国農業委員会会長代表者集会 ○ 北海道農業会議による北海道選出国會議員要請
令和 3年11月25日(木)	<p>【第8回 常設審議委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要請体制の決定
令和 3年10月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域の実態に即した施策の実現に向けた要望書」印刷
令和 3年10月25日(月)	<p>【第7回 常設審議委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要請内容の決定
令和 3年10月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人・農地など関連施策の見直し内容の公表(?) ※ 時期が未定であるが、年明け通常国会に提出するのであれば、見えてくる時期と思われる。
令和 3年 9月22日(水)	<p>【第6回 常設審議委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 概算要求の検証と要請項目の追加等
令和 3年 9月 1日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 概算要求
令和 3年 8月25日(水)	<p>【第5回 常設審議委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主要要請項目の決定
令和 3年 7月21日(水)	<p>【第4回 常設審議委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の農地制度・担い手対策における改正の方向性の検証 ○ 要請項目の検討の開始

【規制改革推進会議の答申と農林水産業・地域の活力創造プランの取り組みなど】

【規制改革推進会議】

- 6月1日「規制改革推進に関する答申」
- 6月21日「規制改革実行計画」閣議決定

主な内容

- 酪農分野における独占禁止法違反の取締りの強化
- 農地所有適格法人の資金調達
- 若者の農業に対するイメージの刷新、世代交代を機とした継承者への就農支援などの体制を構築
- 全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定める。
(農業委員会法第7条の指針の作成)
- 推進委員等の任命にあたって評価・判断し適切な人材を確保する仕組みを構築する。
- 農林水産省地理情報共通管理システムの開発、令和4年度からの運用
- 違反転用の課題の解消
 - ・ 農地パトロールの適正な頻度
 - ・ ドローンや人口衛生による監視など監視方法の検討
- 酪農家が自由に取引先を選べるようガイドラインを作成
- 畜産の遠隔診療
- 畜舎に関する規制の見直し

【人・農地など関連施策の見直し】

- 5月25日「人・農地など関連施策の見直し(とりまとめ)」公表

主な内容

- 人・農地プランの法定化(「目標地図」の明確化)
- 農地バンクを軸とした体系的な貸借等の推進
 - ※ 農地バンクへの一元化
- 地域を超えた広域での人材のマッチングや関係機関によるサポートなど支援体制を整備
 - ※ 農地バンク事業を活用した新規就農希望者の研修
- 農地所有適格法人の資金調達
- 6次産業を「農山漁村発イノベーション」に発展させる
- 農地の長期的な利用のための粗放的管理
- 総務省と連携し、光ファイバ、無線基地局等の整備等を推進
- 来年の通常国会に必要な法案を提出

- 農地バンクへ一元化するための農地制度の改正
 - 農地バンクを活用した新規就農希望者の研修の実施に向けた運用改善
 - 農地所有適格法人の資金調達に向けた制度改正
 - 推進委員等の任命にあたって評価・判断、適切な人材を確保するための仕組みの構築
 - 光ファイバ、無線基地局等の整備の推進
- などが、令和4年度にむけ、年明けの通常国会に法案として提出されると思われる。

【 地域の実態に即した施策の実現に向けた要望の主要項目(案) 】

【制度改正等に関わりなく要望したい項目】

- 新型コロナウイルス感染症対策の継続
- 優良農地の確保
- 鉄道輸送力の確保
- 農業委員会予算の確保

【制度改正に合わせ要望項目として検討したい項目】

- 新型コロナウイルス感染症対策としての乳価対策
 - ・ 令和3年度の乳価については、据置とされたが、実際のプール乳価は、2円減。それを、団体が1%補填している形となっている。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により乳製品の在庫の状況は良くない。そのため、令和4年度の乳価に影響が出る可能性がある。
 - (※ 生乳取引の独占禁止法違反等を議論している状況ではないのでは?)
- レンタル農場制度(仮称)の創設
 - ・ 国は、人材確保のために、農地バンクを活用した新規就農の研修を推進しようとしている。また、新規参入のハードルを下げる方向で検討されている。
 - ・ そのため、6月の要望に入れた「レンタル農場」について、市町村等が新規就農のために農地バンク事業を活用してレンタル農場を設置しようとする場合に、特例として市町村等による農地の取得を認めるよう修正して要望
- 農地所有適格法人の資金調達
 - ・ 人口減少の中で、企業等の参入を緩和するのはやむを得ないと考えられる。しかし、ダメな企業も存在することから、参入に当たって国の認定が必要など、一定の企業に絞り込むを行うような特例措置とするような要望内容が必要と考えられる。
- 光ファイバ、無線基地局等の整備の推進
 - ・ 人・農地など関連施策の見直し内容に入っているが、後押しするために入れる方向で検討する。

【その他】

- 8月末の概算要求
- 制度改正の内容が見えた時点で、検討の上、要望項目の修正・追加等を行う。